



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年 (2018 年)  
12 月 28 日  
号 外 ( 9 )  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

### ○ 規 則

※生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (健康福祉政策課) .....	1
※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健康福祉政策課) .....	11

## 規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第66号

### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和41年滋賀県規則第44号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書中「第 7 条の規定による医療券・調剤券、治療材料券、施術券および施術報酬請求明細書 (柔道整復)、施術券および施術報酬請求明細書 (はり・きゅう) または介護券」を「第 7 条各号に掲げる書類」に改める。

第 7 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 施術券および施術報酬請求明細書 (あん摩・マッサージ) 別記様式第35号の 2

第25条の 3 の次に次の 2 条を加える。

(進学準備給付金申請書)

**第25条の 4** 施行規則第18条の 9 第 1 項の規定による進学準備給付金の支給の申請は、進学準備給付金支給申請書 (別記様式第69号の 4) に、次に掲げる書類のうち健康福祉事務所長が必要と認めるものを添付して行うものとする。

- (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類
- (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- (3) その他進学準備給付金の支給の決定に当たり必要な書類

(進学準備給付金決定通知書)

**第25条の 5** 法第55条の 5 第 1 項の規定により進学準備給付金の支給または不支給の決定を通知する書面は、進学準備給付金支給 (不支給) 決定通知書 (別記様式第69号の 5) とする。

第28条の 2 中「別記様式第71号の 2」を「別記様式第71号の 3」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

法第78条の 2 第 1 項または第 2 項の規定により保護金品または就労自立給付金の全部または一部を法第77条の 2 第 1 項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出は、生活保護法第78条の 2 の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書 (別記様式第71号の 2) によるものとする。

別記様式第18号の 2 の 2 中

療養 (治療) 見込期間	概算見積額 (初療時または 4 カ月目以降)		
カ月または 日間	1 月目 円	2 月目 円	3 月目 円

を

療養 (治療) 見込期間	概算見積額 (初療時または 7 カ月目以降)		
カ月または 日間	1 月目 円	2 月目 円	3 月目 円
	4 月目 円	5 月目 円	6 月目 円

に、

同 意 年 月 日	年 月 日	記 載 者
指 定 医 療 機 関 名		
所 在 地		
医 師 氏 名		

を

同 意 年 月 日	年 月 日
指 定 医 療 機 関 名	
所 在 地	
医 師 氏 名	
注 意 事 項 等	(施術に当たって注意すべき事項等があれば記載してください。) (任意)

に

改め、同様式注 2 中「3 カ月」を「6 カ月」に改め、同様式注 3 中「3 カ月」を「6 カ月」に、「4 カ月」を「7 カ月」に改め、同様式中注 4 を削り、注 5 を注 4 とし、注 6 を削る。

別記様式第 23 号 (表) 中「施行ため」を「施行のため」に改める。

別記様式第 24 号の 2 中「互に」を「互いに」に、「外」を「ほか」に改める。

別記様式第 24 号の 2 (別紙) 中「健康福祉事務所長 様」 「(宛先) 健康福祉事務所長」に、

1. 次により扶養 (します。できません。)

(1) 扶養の開始時期	年 月から
(2) 扶養の方法・程度	① 金銭により毎月 (年) 円送付する。 ② 物品により毎月 (年) を 程度送付する。 ③ 氏名 を引きとる。 ④ その他
(3) 扶養できない理由	

を

2. 私の世帯について

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援 対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子供の預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (または既に行っている)
具体的な支援の内容および頻度	※緊急連絡先 (電話番号 - - )

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由: )
援助の開始時期	年 月から (または既に行っている)
援助の方法・程度	① 金銭により毎月 (年) ・ 3,000 円 ・ 5,000 円 ・ 10,000 円 ・ 円を送付します。 ② 物品により毎月 (年) を 程度送付します。 ③ 氏名 を引き取ります。 ④ その他

に

3 私の世帯について

改める。

別記様式第 35 号を次のように改める。

様式第35号 (第7条関係)

施術券および施術報酬請求明細書 (柔道整復)

( 年 月 分)

(地区担当員印)

(取扱担当者印)

(健康福祉事務所長印)

生活 保護 法 施 術 券	交付番号	この券の有効期間		日から		日まで		1 単給	2 併給																						
	氏名	1 男	生年月日	年 月 日	住所																										
		2 女																													
指定 施術 者名					傷病名 (部位)																										
施 術 報 酬 請 求 明 細 書	負 傷 名	負傷年月日	初検年月日	施 術 開 始 年 月 日	施 術 終 了 年 月 日	実日数	転 帰																								
	(1)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																								
	(2)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																								
	(3)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																								
	(4)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																								
	(5)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																								
負傷の原因・業務災害通勤災害または第三者行為外の原因による。																															
経 過						請求 区分	新 規 ・ 継 続																								
施 術 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
初検料	円		初検時相談 支援料	円	往療料	km	金属副子等	回	加算	円	施術情報 提供料	計	円																		
加算 (休日・深夜・時間外)	円		再検料	円	加算 (夜間・難路・ 暴風雨雪)	円	柔道整復	回	運動後療料	円	計	円																			
整復料・固定 料・施療料	(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)	円	(5)	円	計	円																			
部 位	通 減 %	通減開 始月日	後療料	円 回 円	冷 罎 法 料	回 円	温 罎 法 料	回 円	電療料	回 円	計	円	多部位	計	円	長期	計	円													
(1)	100	—											—	—																	
(2)	100	—											—	—																	
(3)	60 100	—											0.6 —	—																	
(4)	60 100	—											0.6 —	—																	
摘 要											合 計	—							円												
											※社保負 (健・共) 有・無 割	—								円											
											本人支払額	※							円												
	金属副子等 加算日	1 回目	2 回目	3 回目				差引請求 (支払) 金額	—										円												
柔道整復運動 後療料加算日	日	日	日	日	日				決定金額	※								円													
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術したことを証明します。										所在地 〒																				
	年 月 日										施 術 所 名 称																				
											電 話																				
											指 定 施 術 者 氏 名																				
											㊞																				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(※は健康福祉事務所使用欄)

別記様式第35号の次に次の1様式を加える。

様式第35号の2 (第7条関係)

施術券および施術診療報酬請求明細書 (あん摩・マッサージ)

( 年 月分)

(地区担当員印)

(取扱担当者印)

(健康福祉事務所長印)

生活 保護 法 施 術 券	交付番号	この券の有効期間	日から	日まで	1 単給 2 併給		
	患者氏名 ( 歳)	男 女	居住地				
	指定施術者名	傷病名 (部位)					
施 術 費 給 付 請 求 明 細 書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治癒・中止	
	① マッサージ	軀 幹 右上肢 左上肢 右下肢 左下肢	円× 円× 円× 円× 円×	回= 回= 回= 回= 回=	円 円 円 円 円	摘 要	
	② 変形徒手矯正術		円×	回=	円		
	③ 温罨法		円×	回=	円		
	④ 温罨法・電気光線器具		円×	回=	円		
	⑤ 往 療 料 4 km まで 4 km 超		円× 円×	回= 回=	円 円		
	⑥ 施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)		円×	回=	円		
	施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
	⑦ 合 計 金 額 (①+②+③+④+⑤+⑥)					請 求	※決 定
						円	円
※ ⑧ 社 保 負 担 (健・共)			有・無		割	円	円
※ ⑨ 本 人 支 払 額					円	円	円
⑩ 差引請求 (支払) 金額 (⑦-⑧-⑨)					円	円	円
請 求 書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 住 所 健康福祉事務所長 指定施術者 氏 名 ㊟						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(※は健康福祉事務所使用欄)

別記様式第36号中

③ 往 療 料 2 kmまで 加 算 ( km)	円× 回= 円 円× 回= 円	を
③ 往 療 料 4 kmまで 4 km超	円× 回= 円 円× 回= 円	
④ 施術報告書交付料(前回支給: 年 月分)	円× 回= 円	に、

④ 合 計 金 額 (①+②+③)	を
※ ⑤ 社 保 負 担 (健・共) 有 ・ 無 割	
※ ⑥ 本 人 支 払 額 円	
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④-⑤-⑥)	

⑤ 合 計 金 額 (①+②+③+④)	に改める。
※ ⑥ 社 保 負 担 (健・共) 有 ・ 無 割	
※ ⑦ 本 人 支 払 額 円	
⑧ 差引請求 (支払) 金額 (⑤-⑥-⑦)	

別記様式第46号中「同条第4項」を「同条第5項」に改める。  
別記様式第69号の3の次に次の2様式を加える。

## 様式第69号の4 (第25条の4 関係)

年 月 日

## 進学準備給付金支給申請書

(宛先)

健康福祉事務所長

申請者  
(大学等に進学する者)

住所または居所

氏名

Ⓜ

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

## 記

1 世帯主の氏名 \_\_\_\_\_

2 大学等に進学する者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3 進学先  
学校名 \_\_\_\_\_

4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)

 大学等進学前の住宅と同じ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)

居住 (予定) 地 \_\_\_\_\_

5 関係書類

(1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか

・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し

・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し

・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し

(2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し

(3) その他支給決定に当たり必要な書類

※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 \_\_\_\_\_ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支 店 名 \_\_\_\_\_ 支店 (ゆうちょ銀行を除く。)

記 号 

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)預 金 種 類  普通預金  当座預金

(該当する□にチェックを入れてください。)

口 座 番 号 

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめて記載してください。)

(カ ナ)

口座名義人 \_\_\_\_\_

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第69号の5 (第25条の5 関係)

第 号  
年 月 日

様

健康福祉事務所長



進学準備給付金支給 (不支給) 決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、下記のとおり決定しましたので通知  
します。

記

○ 支給の可否

- 支給
- 不支給

○ 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法

支給額 円  
 支給日 年 月 日  
 支給方法

○ 不支給の場合、その理由

(備考)

- (1) この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由
- (2) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます。
- (3) 上記(2)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として(訴訟において県を代表する者は滋賀県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合に於ては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (4) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。



別記様式第71号の2中「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」を  
「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書  
（生活保護法第78条第1項に規定する徴収金の場合）」に改め、同様式を別記様式  
第71号の3とし、別記様式第71号の次に次の1様式を加える。

様式第71号の2 (第28条の2関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書  
(生活保護法第77条の2第1項に規定する徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)および就労自立給付金をいう。以下同じ。)より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項に規定する徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所または居所  
申出人  
氏名

㊞

(宛先)

健康福祉事務所長

別記様式第76号中

就労自立 給付金	
金額	件数
円	

を

就労自立 給付金		進学準備 給付金	
金額	件数	金額	件数
円		円	

に改める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県規則第67号

**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年滋賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項ただし書中「第 7 条の規定による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療券・調剤券、治療材料券・治療材料費請求明細書、施術券（あん摩・マッサージ）・施術報酬請求明細書、施術券および施術報酬請求明細書（はり・きゅう）、施術券および施術報酬請求明細書（柔道整復）または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護券」を「第 7 条各号に掲げる書類」に改める。

第 7 条第 1 号中「医療券・調剤券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療券・調剤券」に改め、同条第 3 号中「施術券（あん摩・マッサージ）・施術報酬請求明細書」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定

配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術券および施術報酬請求明細書（あん摩・マッサージ）」に改め、同条第 5 号中「施術券および施術報酬請求明細書（柔道整復）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術券および施術報酬請求明細書（柔道整復）」に改め、同条第 6 号中「介護券」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護券」に改める。

第31条中「別記様式第77号」を「別記様式第78号」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

例による保護法第78条の 2 第 1 項または第 2 項の規定により支援給付金品の全部または一部を例による保護法第 77条の 2 第 1 項の規定に基づく徴収金の納入に充てる旨の申出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法第78条の 2 の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（別記様式第77号）によるものとする。

別記様式第 1 号別紙 2 の 1 の項注を削り、同様式別紙 2 の 2 の項注 2 中「源泉徴収票、」を削る。

別記様式第15号中

療養（治療）見込期間	概算見積額（初療時または 4 箇月目以降）						を
箇月または 日間	1 月目	円	2 月目	円	3 月目	円	

療養（治療）見込期間	概算見積額（初療時または 7 箇月目以降）						に、
箇月または 日間	1 月目	円	2 月目	円	3 月目	円	
	4 月目	円	5 月目	円	6 月目	円	

同意年月日	年 月 日	記載者	を
指定医療機関名			
所在地			
医師氏名			

同意年月日	年 月 日	に改め、同様式注 2
指定医療機関名		
所在地		
医師氏名		
注意事項等	(施術に当たって注意すべき事項等があれば記載してください。)(任意)	

中「3 箇月」を「6 箇月」に改め、同様式注 3 中「3 箇月」を「6 箇月」に、「4 箇月」を「7 箇月」に改め、同様式中注 4 を削り、注 5 を注 4 とし、注 6 を削る。

別記様式第19号（別紙）中

「 1 次により扶養（します。できません。）

(1) 扶養の開始時期	年 月から
(2) 扶養の方法・程度	①金銭により毎月(年) 円送付する。 ②物品により毎月(年) を 程度送付する。 ③氏名 を引きとる。 ④その他
(3) 扶養できない理由	

2 私の世帯について

を

## 「 1 精神的な支援について

※ 精神的な支援 対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子供の預かりなど金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から (または既に行っている)
具体的な支援の内容および頻度	※緊急連絡先 (電話番号 - - )

## 2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可 (理由: )
援助の開始時期	年 月から (または既に行っている)
援助の方法・程度	① 金銭により毎月 (年) ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ・ 円を送付します。 ② 物品により毎月 (年) を 程度送付します。 ③ 氏名 を引き取ります。 ④ その他

## 3 私の世帯について

に改める。

別記様式第27号を次のように改める。

」

様式第27号 (第7条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術券および施術診療報酬請求明細書 (あん摩・マッサージ)

( 年 月分) (地区担当員印) (取扱担当者印) (健康福祉事務所長印)

生活保護法 施術券	交付番号	この券の有効期間	日から		日まで		1 単給 2 併給
	患者氏名 ( 歳)	男 女	居住地				
	指定施術者名	傷病名 (部位)					
施術費 給付 請求 明細書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治癒・中止	
	① マッサージ	軀 幹 右上肢 左上肢 右下肢 左下肢	円× 円× 円× 円× 円×	回= 回= 回= 回= 回=	円 円 円 円 円	摘 要	
	② 変形徒手矯正術		円×	回=	円		
	③ 温罨法		円×	回=	円		
	④ 温罨法・電気光線器具		円×	回=	円		
	⑤ 往 療 料 4km まで 4km 超		円× 円×	回= 回=	円 円		
	⑥ 施術報告書交付料 (前回支給: 年 月分)		円×	回=	円		
	施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31				
	⑦ 合 計 金 額 (①+②+③+④+⑤+⑥)					請 求	※決 定
						円	円
※ ⑧ 社 保 負 担 (健・共)			有・無		割	円	円
※ ⑨ 本 人 支 払 額					円	円	円
⑩ 差引請求 (支払) 金額 (⑦-⑧-⑨)					円	円	
請 求 書	(患者氏名) に係る上記明細書による施術料を請求します。 年 月 日 住 所 健康福祉事務所長 指定施術者 氏 名 ㊟						

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(※は健康福祉事務所使用欄)

別記様式第28号中

③ 往 療 料 2 kmまで 加 算 ( km)	円× 回= 円 円× 回= 円	を
-----------------------------	--------------------	---

③ 往 療 料 4 kmまで 4 km超	円× 回= 円 円× 回= 円	に、
④ 施術報告書交付料(前回支給: 年 月分)	円× 回= 円	

④ 合 計 金 額 (①+②+③)	を
※ ⑤ 社 保 負 担 (健・共) 有 ・ 無 割	
※ ⑥ 本 人 支 払 額 円	
⑦ 差引請求 (支払) 金額 (④-⑤-⑥)	

⑤ 合 計 金 額 (①+②+③+④)	に改める。
※ ⑥ 社 保 負 担 (健・共) 有 ・ 無 割	
※ ⑦ 本 人 支 払 額 円	
⑧ 差引請求 (支払) 金額 (⑤-⑥-⑦)	

別記様式第29号を次のように改める。

様式第29号 (第7条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術券および施術診療報酬請求明細書 (柔道整復)

( 年 月分)

(地区担当員印)

(取扱担当者印)

(健康福祉事務所長印)

生活保護法 施術券	交付番号		この券の有効期間				日から		日まで		1 単給													
	氏名		1 男	生年月日	年 月 日		住所					2 併給												
	指定施術者名		2 女					傷病名 (部位)																
施 術 報 酬 請 求 明 細 書	負 傷 名	負傷年月日	初検年月日	施術開始年月日	施術終了年月日	実日数	転 帰																	
	(1)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																	
	(2)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																	
	(3)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																	
	(4)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																	
	(5)	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		治癒・中止・転医																	
	負傷の原因・業務災害通勤災害または第三者行為外の原因による。																							
	経 過						請求区分	新 規 継 続																
	施術日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																						
	初検料	円		初検時相談支援料	円		往療料	km	金属副子等加算	回	円	施術情報提供料	円	計	円									
加算 (休日・深夜・時間外)	円		再検料	円		加算 (夜間・難路・暴風雨雪)	円	柔道整復運動後療料	回	円														
整復料・固定料・施療料	(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)	円	(5)	円	計	円												
部位	通減%	通減開始月日	後療料	円	回	円	冷罨法料	回	円	温罨法料	回	円	電療料	回	円	計	円	多部	計	円	長期	計	円	
(1)	100	—																—	—					
(2)	100	—																—	—					
(3)	60	—																0.6	—					
	100																	—	—					
(4)	60																	0.6	—					
	100																	—	—					
摘 要												合 計	—										円	
												※社保負 (健・共) 有・無 割	—											円
												本人支払額	※											円
金属副子等加算日		1 回目	2 回目	3 回目	差引請求 (支払) 金額		—																円	
柔道整復運動後療料加算日		日	日	日	日	日	決定金額	※															円	
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術したことを証明します。											所在地〒												
	年 月 日											施 術 所 名 称												
												電 話												
											指定施術者 氏 名													

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(※は健康福祉事務所使用欄)



別記様式第35号中「第28条第4項」を「第28条第5項」に改める。

別記様式第77号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

」  
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）

」  
「保護費」を「支援給付費」に改め、「および就労自立給付金」を削り、同様式を別記様式第78号とし、別記様式第76号の次に次の1様式を加える。

## 様式第77号（第31条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2の規定に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定に基づき、毎月 円を 年 月 日付け費用決定通知による生活保護法第77条の2第1項に規定する徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所または居所  
申出人  
氏名

㊞

（宛先）

健康福祉事務所長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

